

# 「わくわく」こどもだより

## 児童扶養手当 特別児童扶養手当 **現況届の提出をお忘れなく!**

児童扶養手当・特別児童扶養手当・母子および父子家庭等医療費助成を受けている方は、受給資格確認のため、毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。この届出がない場合、児童扶養手当は11月分以降、特別児童扶養手当は8月分以降の給付が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。該当者への通知は7月中旬頃に発送いたします。

- ・所得制限等により手当が支給停止、一部支給になっている方も「現況届」は必要です。
- ・「現況届」を提出しないで2年を経過すると、時効になり手当を受ける資格がなくなります。
- ・期間中に「現況届」の提出がない場合、児童扶養手当は令和5年1月、特別児童扶養手当は令和4年11月の支払いに間に合わない場合があります。
- ・届出は、必ず受給者本人が行ってください。(代理人での受付はできません。)
- ・所得申告がまだの方は、現況届を提出する前に所得の申告をしてください。
- ・混雑が予想されますので、できるだけ個人宛の通知書で指定された日にお越しください。



詳しくはこちらを Check!



【受付日程】 土日祝日を除く

地域	受付期間	受付時間	受付場所
具志川	8月 2日(火) ~ 16日(火)	・午前9時~11時30分 ・午後1時~4時	本庁舎東棟 3階大講堂
石川	8月17日(水) ~ 22日(月)		
与那城・勝連	8月23日(火) ~ 26日(金)		
全地域 日曜窓口	8月14日(日)	・午前9時~11時30分 ・午後1時~3時	

【お問合せ】 こども家庭課 ひとり親支援係 ☎973-4983

## 市立幼稚園・保育所が認定こども園に移行します。

市内の市立幼稚園(津堅幼稚園を除く)は、令和5年度までに全て認定こども園へ移行する計画となっています。

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」の違いや「認定こども園」の利点等も含めた詳しい内容は市ホームページ又は右記QRコードから確認できます。



詳しい内容は  
こちら↑

令和5年4月より「市立認定こども園」へ  
移行の幼稚園

赤道幼稚園		
3歳児:1クラス	4歳児:2クラス	5歳児:2クラス
与那城幼稚園		
3歳児:1クラス	4歳児:1クラス	5歳児:2クラス

令和5年4月より公設民営による  
「公私連携型認定こども園」へ移行の幼稚園

具志川幼稚園		
3歳児:1クラス	4歳児:2クラス	5歳児:2クラス
南原幼稚園・きむたか保育所 ⇒ ひとつのこども園		
0歳~6歳児:各1クラス		

※クラス数は令和5年4月からの最大クラス数となっています。  
※また「具志川幼稚園」および「南原幼稚園、きむたか保育所」に関しては、令和4年8月に運営者を選定し、令和5年4月より認定こども園へ移行予定です。運営者選定後、改めて保護者説明会を行う予定です。

【お問合せ】 こども政策課 ☎923-7624

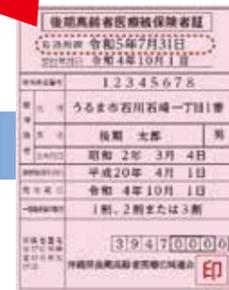
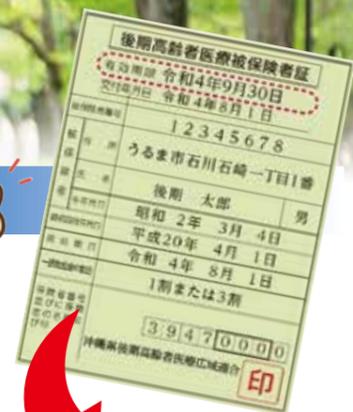
# 後期高齢者医療保険 からのお知らせ

8月から被保険者証が変わります!

新しい後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、

## 令和4年9月30日

新しい被保険者証は、保険料の未納のない方に、7月中旬頃から簡易書留で郵送します。被保険者証の色は8・9月のみ若草色に変わり、10月以降はピンク色に戻ります。事前に窓口での受け取りを申請されている方は、7月29日までに本庁舎東棟1階または各出張所窓口で被保険者証を切り替えてください。



令和4年度は2回、被保険者証が切り替わります。

今年度は医療費の窓口負担割合見直しのため、7・9月の2回に分けて被保険者証を郵送します。7月に郵送される被保険者証(若草色)は10月以降使用できなくなります。9月に郵送される被保険者証(ピンク色)に差し替え後、ご自身で破棄していただくよう、よろしくお願いいたします。

医療費の窓口負担割合見直しの詳細については広報うるま8月号に掲載いたします。

7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月中旬頃に郵送します。保険料の納付方法については、以下の3つとなります。

- (1)納付書払いの方...同封する納付書にて最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、スマホアプリ決済(LINEPay 請求書支払い・PayPay)で期限内に保険料を納めてください。
- (2)口座振替となる方...各納期月の末日(全納対象者は7月末日)に、登録されている口座から保険料が引き落とされます。(末日が休日にあたる場合は金融機関の翌営業日となります)
- (3)特別徴収(年金天引き)となる方...ハガキタイプで「保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

入院などで医療費が高額になる方へ

申請により、入院時や高額な外来診療を受ける際に、医療費の限度額を下げるための「限度額適用・標準負担減額証、限度額適用認定証(以下、認定証という)」を発行することがあります。医療機関の窓口で認定証を事前に提示すると、お支払い(自己負担額)を認定証に応じた限度額までにとどめることができます。

認定証の交付を受けられる対象かどうかはお電話でも確認できますので、来庁前に下記の連絡先までお問い合わせください。また、制度の内容についての詳しい説明は、被保険者証に同封する「後期高齢者医療制度のご案内」に掲載していますのでご確認ください。

~過去に「減額認定証」「限度額認定証」を取得したことがある方~  
引き続き認定証の該当がある方は、被保険者証に同封してお送りしますのでご確認をお願いします。

【お問合せ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177